

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 6 月 12 日

金 曜 日

第 3920 号

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除 2
- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

### 公 告

- 特別保護地区の指針案の縦覧 3

## 告 示

### 富山県告示第288号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成27年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
金屋(2)	富山市金屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
牧	富山市牧の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
茶屋町(1)	富山市茶屋町、寺町の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 富山県告示第289号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成27年6月12日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
金屋(2)	富山市金屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除
牧	富山市牧の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除
茶屋町(1)	富山市茶屋町、寺町の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 富山県告示第290号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表につ

いて

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 27 年富山県告示第 146 号）の一部を平成 27 年 6 月 2 日付けで次のように変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成 27 年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成 27 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月まで 若干

【まいわし】

平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで 若干

【するめいか】

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで 若干

【ずわいがに】

平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで 39 トン

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**特別保護地区の指針案の縦覧**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第 4 項において準用する同法第 28 条第 4 項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成 27 年 6 月 25 日までに

知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成27年 6 月 12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

有峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。

平成12年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成14年には有峰森林文化村が設置された。また、平成16年秋には有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。

この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクープナ群集、ヒメアオキープナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

富山市農林水産部森林政策課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

（「別紙図面」は、省略し、1から4までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

### 特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成27年6月25日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

吉峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も

豊富である。

また、平成5年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。

このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

立山町農林課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

(「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)